

NEW
TOPICSマッチングプラットフォーム
「GEAREACH(ギアリーチ)」のご案内

この度、弊所は全国の会計事務所グループと共同で運営する株式会社 GeaRaise 社の総合マッチングプラットフォーム「GEAREACH(ギアリーチ)」へ参画をいたしました。

「GEAREACH」は、皆様が求める専門ソリューションを持つ最適なパートナーとのマッチングを実現する完全審査制のサービスです。

本サービスにより、会計に関することだけでなく、様々な分野の専門家との繋がりを提供でき、皆様の課題解決や新しいビジネスチャンスを広げるための支援できると考えております。



「GEAREACH」で出来ること

- 課題解決(サポート依頼)：
HPをリニューアルしたい、新しいシステムを導入したいなど
- 販路拡大(サポート提供)：
動画制作案件を獲得したい、コンサル支援を獲得したいなど
- パートナー探し：提携先を見つけたいなど

「GEAREACH」の3つの特長

- 完全審査制による利用ユーザーの精査
- 取引可能性の高い商談のみに
時間を費やせる
- 依頼者は完全無料、提供者も
マッチング成立時のみ3万円



← 詳細はこちらから [https://ideaconsulting.geareach.jp/]

「GEAREACH」への登録及び利用は無料となっておりますので、まずは無料会員登録をご検討ください。
少しでもご興味ございましたら、弊社スタッフまでお気軽にご連絡ください。ご質問だけでも大歓迎です。

代表からのあいさつ



いつもお読みいただきどうもありがとうございます。
伊東です。

2025年ももう3分の1が終わろうとして
おりますが、皆様におかれましてはいかが
お過ごしでしょうか？

弊所は例年通りではございますが、2026
年卒の新卒採用を行いながら、2025年卒
の新卒の社員に囲まれている、そんな時
期になります。

そんな新卒社員の趣味嗜好、考え方など
はもう私よりも自分の子供の方に近い年

齢ですので、驚かされることもあります
が、自分の子供と話している時と同じよう
に目線をあわせて考えると、意外と合点が
いくものでもございます。

何はともあれ、会社としては新しいメン
バーが増えることは大変喜ばしいことで
すし、それがフレッシュな新卒となると尚
更です。まだ、新卒採用を経験していない
方はぜひ始めてみてほしいものです。

税理士法人アイデアコンサルティング
伊東大介

伊東 大介 いとうだいすけ
49歳 血液型O型

出身/神奈川県横浜市
趣味/仕事・お酒・読書・ダイエット

好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード
お客様に一言/お客様の立場にたってサポートします!!

税理士法人 アイデアコンサルティング

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー15階 URL: http://www.ideaconsulting.jp
TEL: 03-5793-4511 FAX: 03-5793-4512

Art direction & Design by drawrope

15F Yebisu Garden Place Tower
4-20-3 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo,
150-6015, Japan
TEL: 03-5793-4511
FAX: 03-5793-4512

IDEACONSULTING

News Letter

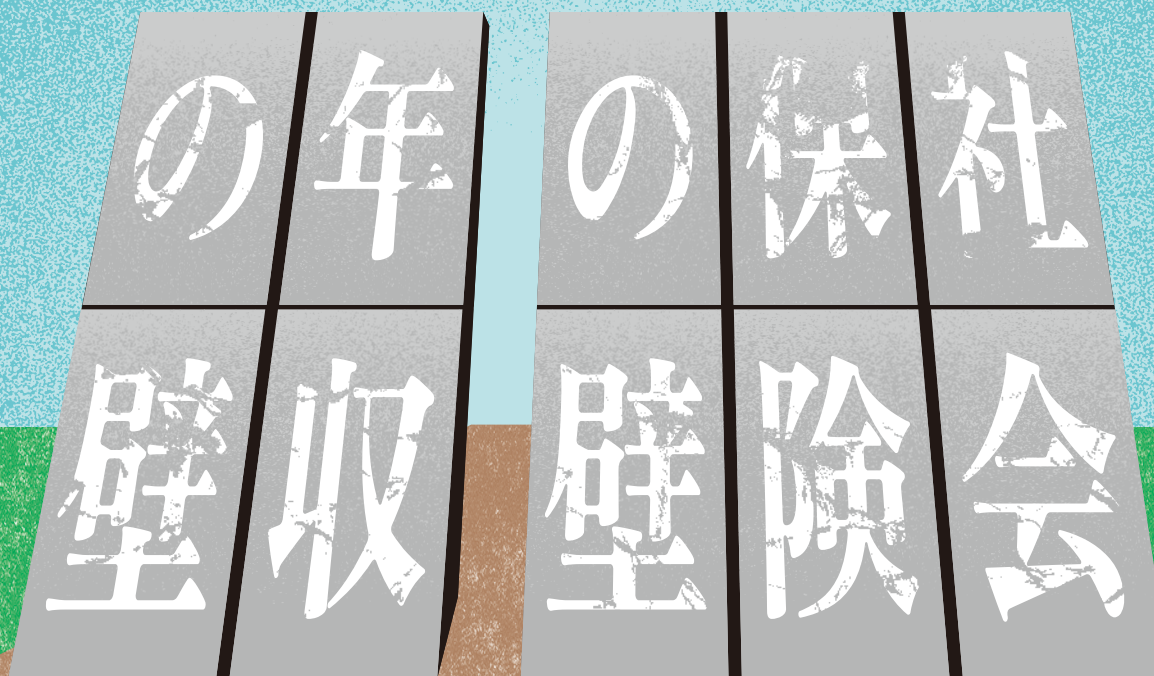
税理士法人アイデアコンサルティング

2025
Spring
Vol.39

{Contents}

- | | | | |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------|
| 1 Prologue
プロローグ | 2 3 Information
年収の壁の見直し | 4 New Topics
ギアリーチのご案内 | 4 Message
代表からのあいさつ |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------|

Prologue



春の訪れとともに、新たな環境や挑戦が始まる季節となりました。

変化をチャンスと捉え、期待を胸に歩みを進めている方も多いのではないのでしょうか。

さて、今回の記事では、令和7年度の税制改正により、かねてより引き上げが話題となっていた

「**年収の壁**」の見直しとこれに伴う「**社会保険の壁**」について解説いたします。

I N F O R M A T I O N

目次

- 1 103 万円の壁(所得税の壁)とは
- 2 106万円の壁と130万円の壁(社会保険の壁)とは
- 3 令和 7 年度の税制改正について
- 4 まとめ

1 103 万円の壁(所得税の壁)とは

「103 万円の壁」とは、働き控えなど勤務時間を調整したり、制限することを、「壁」として表現しており、所得税の観点から年間の給与収入(以下「年収」)が103 万円を超えると、所得税の負担が生じるボーダーラインのことを指します。主に、配偶者や親の扶養に入っているお子さんが影響を受けるものになります。

注意点

- 「100 万円の壁(住民税の壁)」：地域によって異なるが、100 万円を超えると住民税の負担が生じる可能性あり
- 「106 万円の壁」と「130 万円の壁」(社会保険の壁)：一定条件を満たすと社会保険料の負担が生じる

具体的な仕組み

- ① 年収が 103 万円以下の場合
基礎控除(48 万円)＋給与所得控除(55 万円)
＝103 万円まで所得税の負担なし
- ② 年収が 103 万円を超えると
超えた分に対して所得税(5%～)の負担が生じる
- ③ 扶養控除への影響
年収が 103 万円を超えると、
配偶者や親の扶養から外れる可能性がある

2 106 万円の壁と130 万円の壁(社会保険の壁)とは

「106 万円の壁」と「130 万円の壁」とは、この金額を超えると、社会保険料の負担が生じるボーダーラインを指します。

106 万円の壁

年収が 106 万円を超え、かつ、以下の条件をすべて満たすと社会保険料の負担が生じる

- ・勤務先の従業員数が 51 人以上
- ・週 20 時間以上働いている
- ・月収が約 8.8 万円以上
(年収換算で約 106 万円以上)
- ・雇用期間が 2 ヶ月を超える見込み
- ・学生ではない

注意点 ●交通費や残業手当などが年収に含まれるかどうかは、それぞれの年収の壁によって異なります

130 万円の壁

年収が 130 万円を超えると 106 万円の壁とは異なり、対象者は全員、社会保険料の負担が生じる

3 令和 7 年度の税制改正について

令和 7 年度の税制改正では、＜図 1＞の通り、給与所得控除の最低保証額と基礎控除が引き上げられ、さらに基礎控除の上乗せ特例の導入により、年収160 万円までは所得税の負担がなくなり、配偶者や親の扶養から外れないこととなりました。

一方で、社会保険の「106 万円の壁」や「130 万円の壁」といった基準は、従来通りのまま変更はされておりません。また、住民税についても、給与所得控除の最低保証額が 10 万円引き上げられたのみで、新たに「110 万円の壁」が生じています。

よって、年収が 160 万円まで増加した場合でも、社会保険料や住民税の負担によって、手取り額が必ずしも比例して増えるわけではない点に注意が必要となります。

令和 7 年度の税制改正による給与年収別の税負担の有無をまとめると＜図 3＞の通りです。



＜図 1＞ 令和 7 年度の税制改正による控除上乗せ

控除名	改正前	改正後	控除上乗せ	措置期間
給与所得控除(最低額)	55万円	65万円	+10万円	恒久的
基礎控除	48万円	58万円	+10万円	
基礎控除の特例 年収200万円以下(※)	－	37万円	+37万円	
合計	103万円	160万円	+57万円	

※基礎控除の特例 年収200万円超について

令和7年分の年末調整から恒久的な上乗せ措置となりますが、年収200万～850万円以下の場合は、図2の通り給与年収別に上乗せ、2年間の限定措置となります。

＜図 2＞ 基礎控除の特例 年収200万～850万円以下の場合

年収	改正前	改正後	控除上乗せ	措置期間
200～475万円	－	30万円	+30万円	2年間
475～665万円		10万円	+10万円	
665～850万円		5万円	+5万円	

＜図 3＞ 給与年収別の税負担の有無

年収(万円)	年収の壁	所得税	住民税	社会保険
100	住民税の壁	なし	なし	なし
103	所得税の壁	なし	なし	なし
106	社会保険の壁	なし	なし	従業員51人以上の企業 可能性あり※学生は除外
110	住民税の壁	なし	あり	可能性あり
130	社会保険の壁	なし	あり	あり
160	所得税の壁	なし	あり	あり

4 まとめ

年収の壁が令和 7 年度の税制改正により103万円から160万円に引き上げられることで、パートタイムやアルバイトで働く方や学生にとって手取り収入が増加し、働きやすい環境が整います。しかし、160万円の壁になったとはいえ、社会保険の壁に変更がないことで、最終的には106万円の壁もしくは130万円の壁にとどまることが予想されます。一方で、これまで年収の壁を気にして、就労時間を抑

えてきたパートタイムやアルバイトで働く方や学生からは、これまで以上に働き方について相談・質問が寄せられることでしょう。会社がとるべき対応としては、今回の税制改正の内容を従業員に正確に伝えアドバイスができるよう、準備を整える必要があります。こちらの記事をご参考いただき、ご不明な点があれば弊社スタッフまでお問い合わせください。